

契約担当職員の決裁欄

入 札 書

(消費税及び地方消費税額込み)

押れ状の
をさ任
印出委の
者提、鑑
表をは印
代状合用
と任場使
人（委る
法印てに

債権者コード

印

入札参加資格登録における正式の部署名、職位、代表者名を記入する。
(代理人の場合、上記の記載と併せて、代理人名を記入する。)

入 札 条 件

- 1 入札しようとする者は、所定の入札書を所定の競争執行の場所及び日時までに提出しなければならない。県が必要と認めて入札をしようとする物に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。
- 2 入札しようとする者は、入札の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- 3 入札者は、いったん提出した入札書を書き換え、若しくは変更し、又は当該入札書に係る入札を取り消すことはできない。
- 4 入札は単価契約の場合を除いて入札書の首標金額欄に記載する総額について落札を決定する。
- 5 次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札が取り消すことのできる無能力者の意思表示であるとき。
 - (3) 契約担当者において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - (6) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
 - (7) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
 - (8) 入札書に記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - (9) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
 - (10) 指名競争入札の場合においてその入札が1であるとき。
- 6 前記各事項のほかは、広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)、広島県の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年広島県規則第99号)及び広島県会計規則(昭和39年広島県規則第29号)による

禁 止 事 項

- 1 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁ずる。
- 2 入札執行中は、入札者の私語放言を禁ずる。
- 3 入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずる。